

○神河町発注公共事業発生残土民間受入公募要綱

(平成 28 年 3 月 17 日要綱第 6 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町が実施する公共事業で発生する建設発生土のうち、現場内で利用できず、又は他の公共事業で活用できない建設発生土(土地造成に適さないものを除く。以下「残土」という。)について、資源の有効活用やコスト縮減、産業振興や定住促進を図る観点から、町内の民間造成地等へ適切かつ安全に処分するために、受入れを希望する者の公募をする場合において、その公募及び決定に関し必要な事項を定めるものとする。

(受入地の要件)

第 2 条 残土の受入れを希望する者(以下「受入者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 受入地が神河町内であること。
- (2) 受入者自らが所有している、又は所有者が受入れについて同意した土地であること。
- (3) 受入れまでに土砂の受入れに必要な関係法令等の手続が完了している、又は完了する見込みがある土地であること。
- (4) 受入れした土砂を転売などの営利目的に使用しないこと。
- (5) 廃棄物が不法に投棄されていない土地であること。
- (6) 残土の受入地に至る道路が周辺の環境、交通等に顕著な影響を及ぼすことなく安全に通行できる幅員が確保されていること。
- (7) 残土は発生した状態で受け入れるものとし、通常に残土処理工程以外の分別等の作業を求めないこと。
- (8) 残土の受入地の造成が必要な場合の擁壁、盛土の敷均し、転圧等受入地に要する費用は原則として受入者が負担すること(町が行う行為は、原則として残土の運搬及び荷下ろしまでとする。ただし、受入地周辺道路の運搬後の清掃は、受入者が行うものとする。)。
- (9) 残土の受入土量が原則 50 立方メートル以上であること。
- (10) 残土の受入時期については、公共事業の搬出に併せた受入れが可能であること。
- (11) 受入地までの運搬費と町処分地の場合の処分費用を比較し、費用削減が図れること。
- (12) 第 8 条の暴力団等排除措置に関する項目のいずれにも該当しない者の所有する土地であること。

(13) その他町長が定める条件を満たす土地であること。

(受入れの申込み)

第3条 受入者は、残土受入希望申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 受入地に関する図面(位置図、平面図、縦断図、横断図、経路図、受入量算出図等)

(2) 受入地の現場写真(全景、荷下ろし場所、進入路等の状況が分かるもの)

(3) 受入地の所有者の同意書(当該所有者と受入希望者とが異なる場合に限る。)

(4) 受入地の区長同意書

(5) その他町長が必要と認める書類

(受入者の公募及び登録)

第4条 町は、町ホームページ、その他の方法により受入者の公募を随時行うものとする。

2 町長は、残土受入希望申込書により、申込みがあった受入地を審査し、受入れを決定したときは、残土受入決定通知書(様式第2号)により受入希望者に通知するものとする。なお、第2条の受入地の要件を満たさず、また、第5条の受入地の優先順位の決定により受入れを認めないときは、残土受入不承認通知書(様式第3号)により受入希望者に通知するものとする。

(受入地の優先順位の決定)

第5条 町長は、受入候補者の受入地ごとに、運搬費用、受入条件その他必要な事項の比較を行い、残土の発生場所から受入地までの沿道及び周辺地域の状況を考慮した上で、搬出に係る費用が最小となる受入地から順番に優先順位を決定するものとする。

(発生残土の搬入)

第6条 町長は、残土を受入地へ搬入する際には、搬入した土量が検収できるように管理するものとする。

2 町長は、受入地において廃棄物の不法投棄が確認されたときは、残土の搬入を中止するものとする。

(搬入完了の通知)

第7条 町長は、残土の搬入が完了したときは、残土搬入完了通知書(様式第4号)により受入者に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第8条 受入候補者又は受入者は、次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。

- (1) 神河町暴力団排除条例(平成 25 年神河町条例第 5 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者
- (2) 役員(法人でない団体の代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ないもの
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)の規定に違反し、又は刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条に規定する罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正 15 年法律第 60 号)に規定する罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。